

板橋区立成増小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、成増小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。

板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。

本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

① 地震

1 地震発生

緊急地震速報がなったり、揺れを察知したりした場合は、即時避難行動を取る。

2 緊急放送

「地震が発生しました。すぐに机の下にもぐり身の安全を確保しなさい。廊下・階段にいる児童は、近くの教室に避難しなさい。校庭や体育館にいる児童は、中央に集まって座りなさい。玄関にいる児童は、外に出て建物から離れて座ります。トイレにいる児童は、ドアを開けその場で待ちなさい。

<揺れが収まったら>

「（ ）より火災が発生しました。避難経路を使って校庭に避難しなさい。『お・か・し・も』の約束を守りましょう。それでは、避難開始」

3 避難経路

- ① 出火場所を確認し、適切な経路を選択する。
 - ・ 出火場所から遠ざかる方向に避難する
 - ・ 出火場所に隣接した階段の使用は避ける。
- ② 日頃から適切な経路をすばやく選択できるように、教室や階段の位置など確認する。

4 避難の手順

- ① 出火場所の確認
- ② 避難経路の確認
- ③ 廊下に整列
- ④ 人員確認
- ⑤ 避難開始
- ⑥ 校庭に整列
- ⑦ 人員点呼
- ⑧ 報告（副校長へ）

5 避難時の注意点

① 安全確保について

<教職員>

- 児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るように指示する。
⇒ 的確な指示「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚をもつ」など
- 使用している火気の消火、出口の確保に努める。

<児童>

- 慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、近くの教室に入って机の下に潜り身を守る。
- 校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎などから離れ、校庭中央に避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動を取らない。

② 避難誘導について

<教職員>

- 児童の状況を速やかに把握するとともに、名簿、学級旗などを携帯し、児童を安全な場所に誘導する。その際、トイレ、保健室、特別教室などの普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
- 火災場所およびその上層階の児童の避難を優先する。

- 隣接クラスが連携して避難し、集団には教職員を配置する。
- 落下物に注意し、防災頭巾などで頭部を保護するように指示する。
- 児童の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応に十分配慮する。

⇒**的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」**

- 校内にいる人員を把握する。 ○ 負傷者の有無を確認する。
- 二次災害の危険が予想される場合、直ちに安全な広域（三次）避難場所（**光が丘公園**）に移動する。

<児童>

- 防災頭巾などで頭を守り、荷物をもたずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室などに戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動を取らない。
- 「お・か・し・も」の4つの約束を守り、素早く行動すること。

6 対応体制・対応措置

- ① 本部（全体指揮）「校長、（副校長）、（職員室）」
 - 出火場所および被害状況の確認 → 消防へ通報、教育委員会への報告
 - 人員配置、活動指示、児童・保護者への対応指示、非常搬出指示など
 - 地域センターと連携し、避難所運営の準備を行う。
- ② 情報収集・伝達（指揮の補佐）『副校長・生活指導主任・学年主任』
 - 避難訓練
 - 避難口解錠、防火扉操作、避難器具操作など
 - 地域センターと連携し、避難所運営の準備を行う。
- ③ 火元確認、初期消火
 - 現場へ急行し（無線機・消火器携帯）出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。（ただし、初期消火が困難な状況においては避難優先）
 - 理科室の薬品類は発火などの危険が大きいため、特に注意する。
 - 初期消火…消火器・消火栓
- ④ 避難・誘導・人員確認
 - 教室、階段、避難場所へ急行
 - 児童保護、誘導、整列、点呼
 - 人員確認 → 本部へ報告（→副校長）
- ⑤ 応急救護（二次災害防止に留意する。）
 - 現場へ急行（無線機・救命救急具・担架携帯）
 - 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたる。）
 - 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班を連携して、行方不明者の捜索、救出活動を行う。
- ⑥ 状況に応じた児童の下校・引き渡し（震度5弱以上は必ず）

- 一斉メールなどで、保護者と連絡を取り、状況に応じて児童の引き渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するように指示する。必要に応じて教職員が引率する。
- 必要に応じて、「あいキッズ」と連携し、児童を待機させる。

7 プールにいる時

<発生時の第一行動>

- プールで水泳中の時は、直ちに水中から上がり、プールサイドに待機。
- 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。
- 教職員の指示を最後まで聞くこと。
- 揺れが収まるまで、自分勝手な行動をしないこと。

<避難行動>

- 校内放送や教職員の指示に従い、揺れが収まったら落ち着いて校庭に避難すること。
- 騒いだり、走り合ったり、押し合わないで、素早く行動すること。

<教職員の指示と行動>

- 大声で指示の徹底を図る。
- プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。
- 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

8 登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園・空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
※ 登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

9 校外学習等、学校外で活動している場合の対応方法

事前の準備

遠足、社会科見学、移動教室、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

- 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。
- 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。

- 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。
- 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。
- 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が、確実に機能するかを事前に確認する。
- 一人で避難できない児童への対応について検討する。

校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員と児童で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - ・ 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - ・ 一人で行動しないこと
 - ・ 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - ・ 学校側では、職員室の全面黒板に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

10 施設・設備の定期点検について

- 月1回の安全点検日を設け、施設・設備の点検を行う。

「東海地震注意情報」発令時の対応

「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

(1) 「東海地震注意情報」などの伝達

- ① 来校者、児童、教職員に対して、「東海地震注意情報」などの内容を非常放送、校内放送などによる伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童などに対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 学校、地域、児童の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。
- ③ 留守家庭などの児童については、学校で保護する。
- ④ 区外遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
- ⑤ 通学中、または在学中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。

以下は「学校防災連絡協議会」の資料、及び学校防災計画より一部抜粋した資料である。
 なお、資料、及び防災計画は校長室、職員室と各教職員で保管・所持するものとする。

避難所開設時の対応

2-① 避難所開設から運営までの流れ

地震発生	避難所運営関係者
震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所開設準備を開始してください。	
災害状況確認・家族安否確認	
揺れが収まったら、電気・ガスを止め、家族の安否確認をしてください。 避難所へ避難する際は、安全な服装(長袖・長ズボンなど)で行きましょう。	
避難所への避難開始	
延焼火災がひどい場合や避難所や避難所の方向で火災が起こっている場合は、避難場所に避難するなど、無理に避難所に行かないよう注意してください。	
校庭への門扉開放	学校・近隣協力員・区職員
平日昼間の場合は学校教職員、休日・夜間の場合は、避難所の近隣に居住し、学校の鍵(門・昇降口)を所持している近隣協力員や避難所隊(区職員)が、校庭の門を開放します。	
校庭避難	学校・地域・区職員・建設関連事業者
避難所で一番安全な場所が、校庭になります。 施設の安全点検が終わるまでは、校庭で待機となります。 校庭で、町会別に避難者の確認を行うなど、周囲の安否情報を確認しましょう。	
施設安全点検	建設関連事業者・協力者(区職員など)
最初に避難する建物は、原則広いスペースをもった体育館になります。 体育館の安全を確認した後、順次校舎の確認をしましょう。	
避難者の受入準備	地域・区職員
備蓄倉庫から「避難所関係書類一式」の箱を持ち出し、受入場所を決め、学校にある長テーブルなどを用いて受入準備をしましょう。	
避難者の受入開始	地域・区職員
受入場所で、各避難者から避難所受入カード(避難者名簿)に記入してもらいます。備蓄倉庫に毛布やブルーシートが入っているので、手分けして避難者に配布しましょう。	
災害対策本部への連絡	学校・区職員
職員室にある無線機や臨時電話を用いて、災害対策本部に避難所開設状況について伝えましょう。	
傷病者・要配慮者保護、受水槽バルブ閉め	学校・地域・区職員・建設関連事業者
傷病者を保健室へ搬送したり、受水槽のバルブを開めて飲料水を確保するなどしてください。	
避難所運営協議会	学校・地域・区職員・建設関連事業者
備蓄倉庫の管理方法・避難所のルールなどを検討してください。	
避難所運営協議会で定めたルールに基づいて行動	
運営に関しては、避難者にも協力してもらい、効率的な運営を行ってください。	

※この流れはあくまでも参考です。状況に応じて流れが変わることも想定されますので、周囲と協力して対応してください。

② 風水害

1 登校時に保護者に要請すること

- ① 登校時、影響が少ないと思われる場合、通常通り登校させること。
- ② 保護者が安全確保できないと判断した場合は、自宅待機させること。
- ③ 欠席や遅刻する場合は、電話または来校等で学校に連絡すること。また、集団登校の世話人さんにも連絡すること。
- ④ 事態がおさまりに、保護者が安全であると判断した場合は、保護者が付き添い、登校させること。
- ⑤ 登校の際は、危険な場所に近寄らず、安全に注意して登校させること。

2 緊急事態に伴う下校への対応

- ① 児童登校後、下校に影響があると思われる場合、事態の様子を見ながら対応する。

レベルA 下校時に危険や影響が少ない場合⇒児童に安全指導を行い、通常通り下校
レベルB 下校時に通常より危険はあるが、下校が可能と見られる場合 ⇒複数教職員の引率によるコース別下校か担当教員引率による登校班別集団下校
レベルC 下校時

- ② 児童在校時における、重大な緊急事態発生（震度5弱以上の大地震発生、政府による大地震の「警戒宣言」、大型の災害や事件・事故、気象の変化で下校が困難など）

レベルD そのまま待機。保護者、または代理人による引き取り

3 緊急事態に伴う登下校について

緊急事態が発生し、教育委員会等の指示により学校全体に「臨時休業」の措置（台風、インフルエンザ等の感染症…）が行われる場合、次のように連絡する。

- | |
|---|
| ① 前日の児童下校までに、指示を得た場合
⇒通知文（プリント）を児童に持たせる。（「緊急連絡メール」配信が有効な場合は併用） |
| ② 前日に指示を得て、夕方までに対応が可能な場合
⇒「緊急連絡メール」または、「電話連絡網」で家庭に連絡する。 |
| ③ 前日の夜間（または休日）や当日に、急に指示を得た場合
⇒「緊急連絡メール」または、当日の朝学校東門に指示して連絡する。 |

※本校は高台にあり、浸水想定区域に校舎は立地していない。校区内に浸水想定区域が存在する場合は、避難することなく学校に待機する。